

2024 年 8 月
日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会 設置概要

1. 目的:

- ・環境社会配慮ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による環境社会配慮諮問委員会を設置する。
- ・同委員会は、ジェトロの環境社会配慮の実施、「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」の見直し、ジェトロの環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見への対応について助言を行う。

2. 任期: 2年

3. 開催頻度: 定期的に開催(年1～2回程度)

4. 情報公開: 会議は原則公開とし、議事録をウェブサイトにて公表する。

5. 委員:

- ・委員会メンバーはその所属組織を代表するものではない。
- ・委員会には委員長を置く。また、委員長は議事を司る。

6. 分科会:

- ・環境社会配慮ガイドラインを円滑に運用するため、諮問委員会の下に委員長より指名された諮問委員で構成される分科会を設置する。

以上